

関東申次と院伝奏の成立と展開

美 川 圭

【要約】 鎌倉期公家政権の政治制度史が他に比して大変遅れている中で、本論稿では鎌倉中期以降、公家政権に於て重要な職制となる院伝奏、および朝幕関係の変化を考える上で重要な関東申次の制度的成立を、鎌倉初期までさか上って具体的に考察する。また北条時頼による徳政申入、九条道家の失脚、時頼による関東申次の指名。寛元四年（一二四六）に起ったこれらの政治的事件に対応して、院評定を軸とする公家政権の政治機構の制度化が行なわれたが、従来その相互関係は十分明らかとなっていない。政治的事件と政治機構の対応関係を明らかにし、その政治的意義を述べ鎌倉期政治史全体への展望を示すことがこの論稿の目的である。

史林 六七卷三号 一九八四年五月

はじめに

長い間、ほとんど顧みられる事の無かった鎌倉公家政権の政治制度の実体について、積極的な究明を行なったのは橋本義彦氏である。^① 貴族政治の研究に常に新しい風を送り続けて来た橋本氏が平安朝のみならず鎌倉期の公家政権に対しても強い関心を示した事は、鎌倉期に於ても公家政権が、なお強い権力を持ち続けた以上当然のことである。

鎌倉中後期の公家政権の政治制度は、橋本氏が論じた様に、院の評定制の成立発展に著しい特徴を有している。ここで注目すべきは、評定制の整備と密接に関連して整備ないしは再編成された院伝奏と関東申次である。院伝奏とは、後白河院政期以降、記録上に「伝奏人」「奏者」等の呼称で表われはじめ、治天の君である院の側で主に貴族の奏事を院に「伝

奏」「申次」する院司である。律令政治における天皇と公卿を中心とする貴族層との対抗関係は、院政期以降は天皇家の当主として実権を把握した院と貴族層との関係に移行していた。依然として継続していたそのような基本的対抗関係の接点となったのが、まさに院伝奏だったのである。関東申次とは、鎌倉期に院と関東将軍家との間の連絡にあたった公家政權側の窓口的な人物である。橋本氏も評定衆のメンバーとの関係で院伝奏、関東申次について論及しており、それは現在に於ける最高水準の研究であるが、その研究は簡単なものであり、若干の事実の誤認も含まれている。また山本博也氏が関東申次の重要性を指摘し、その変遷を究明されたのは有意義であったが^②、氏の論文には再検討を要する多くの問題点も含まれている。

私の論稿に於ては、橋本、山本両氏の研究を検討しつつ、まず院伝奏、関東申次について制度史的に究明し、さらに朝幕関係に論及する。これらは時期によってその性格を変化させるが、本論では後嵯峨院政の成立、北条時頼の執権就任のころまでに限定する。

① 橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 一九七六年所収)

② 山本博也「関東申次と鎌倉幕府」(『史学雑誌』八六一八、一九七七年)

一 関東申次の創設

(イ)

橋本氏は院伝奏の沿革を次のように述べている。

取り次ぎ奏聞することを意味する「伝奏」の語は、類似語の「申次」と共に、すでに平安末期の記録類に散見し、後白河院中に於ても高階泰経や八条長方、吉田経房らが伝奏の任にあったと伝えているが(吾妻鏡、源平盛衰記)、後鳥羽院中に於ては、いまだ弁掌侍の如き女房が奏事の伝奏に当たっている例が屢々見える。(三長記建仁元年七月十三日、二十六日、二十九日条等)^①

ここで注目すべきは、名称が掲げられている三人、高階泰経、八条長方、吉田経房である。

泰経については、『吾妻鏡』に見え、^②『吉記』で確認される。^③しかし長方と経房については、橋本氏が典拠にする次の『源平盛衰記』の記事に問題がある。

吉田中納言経房卿ヲバ、其比ハ勘解由小路中納言ト云キ。廉直ノ性世ニ顯ジ、忠貞ノ誉隠ナケレバ、源二位今度院奏シケルハ、大小事向後経房卿ヲ以テ奏聞スベキノ由申サレタリ。平家ノ時モ、大事ヲバ此卿ニ申合サレキ。故太政入道ノ、法皇ヲ鳥羽殿ニ籠奉リシ後、院ノ伝奏オカレシ時ハ、八条中納言長方ト、此大納言ト二人ヲ別当ニハ成レケル。今度源氏ノ世ニ成テモ、角悪マレケルコソ有難ケレ。(傍点引用者)

右の傍点部分を、赤松俊秀氏によって『平家物語』の諸本の中でも最も原型に近いとされた『延慶本』と比較してみよう。傍点部分は、『延慶本』では「法皇ヲ鳥羽殿ニ押籠進セテ、後院別当ヲ被_レ置之時ハ八条中納言長方卿ト此経房卿ト二人ヲ別当ニハ被_レ成タリケル。」^④とある。興味深いのは、『源平盛衰記』で「院ノ伝奏」と記述されていた部分が『延慶本平家物語』では、「後院別当」と記述されている事である。『源平盛衰記』で不自然であった「院ノ伝奏」と「別当」という傍点部分が、『延慶本平家物語』では「後院別当」「別当」という記載となっており、少しも不自然さを感じさせず、矛盾もない。しかも『平家物語』の他の諸本でも「後院別当」と記載され、『盛衰記』のみが「院ノ伝奏」の表現を採用しているのである。

都合の良い事に、この二人の内の一人、経房については本人の日記の一部が現存している。その日記である『吉記』を見ても、治承四年(一一八〇)二月高倉天皇の讓位によって開始された高倉院政、翌治承五年正月に再開された後白河院政に於て、経房が他人の奏事を伝奏した例は全く見られない。それどころか既述の高階泰経や女房等に伝奏行為を依頼し、自らの奏事を院に取り次いでもらっている。^⑤同様に八条長方についても、伝奏であった事を証明する史料は全く見出せない。

『山槐記』治承三年(一一七九)十二月八日条には「被_レ補_レ後院別当、参議左大弁長方卿、藏人頭左中弁経房朝臣云々。」

とあり、後白河法皇幽閉による院政停止にともない、来たるべき高倉院政を控えて後院庁が設置され、長方経房がその別当に任じられたのである。翌年治承四年二月高倉院政が開始されると、兩人共に院の別当に加えられたことが、治承四年二月二十一日条の『山槐記』に見える。即ち二人が院伝奏に任じられたという『盛衰記』の記事は誤謬であることになる。したがって、『盛衰記』を典拠とする二人が院伝奏であったという橋本説は成立し難いことになる。

(口)

まず『延慶本平家物語』に「源二位被_レ奏聞_レケルハ、自今以後藤中納言ヲ以、天下ノ大小事ヲ可_レ申入_レ之由申タリケルトカヤ」と記載されている事実注目すべきである。前節引用の『盛衰記』を含めて兩者共、源頼朝が吉田経房を今後朝廷に「大小事」を申入れるための人物として指定し、院に奏聞した事を記述している。

龍爾氏は経房を関東伝奏としており、三浦周行氏も「京ノ申次」としている^⑧。山本氏は、当時の関東申次を「制度的にまだ整っていないかった」としつつも、経房がその任にあったという結論を出している^⑨。山本氏は、関東申次としての経房の立場についてかなり詳細に論究したが、その性格について「伝奏なり院司なり既存の制度の上に乗っておこなうもの」公的ルート、制度のルート^⑩という位置づけをしている。以下、その立場についての検討を深めてみよう。『吾妻鏡』の建久元年（一一九〇）八月の記事に「兩人共有_二良臣聞_一之上、関東事連々伝奏之間^⑪」の記載がある。兩人とは経房と藤原定長を示す。ここで注目すべきは、この経房と定長の相互関係である。この関係こそが山本説の是非を決める鍵となるのである。

表1は、頼朝挙兵以後、後白河法皇死去の建久三年（一一九二）までに、頼朝に対して発給された院宣を集め、その奉者と宛所を記載したものである。表2は、同時期に発給された頼朝書状の内、院への奏状と思われるもの（院宣等の請文を含む）を集め、その宛所を記載したものである。

表[1] 頼朝に対して出された院宣

| | 年月日 | 奉者 | 宛所 | 備考 |
|----|------------|-------|--------|--------------------------|
| 1 | 元暦元 8.30 | 定長 | 頼朝 | 鏡同 9.20条 |
| 2 | 文治 2. 2. 3 | 定長 | 房朝 | 鏡同 2. 9条 |
| 3 | 2. 3 | 経房 | (頼朝) | 鏡同 2. 9条 |
| 4 | 3. 2 | 定長 | 房朝 | 鏡同 3. 2条 |
| 5 | 3. 7 | 定長 | 房朝 | 鏡同 3. 7条 |
| 6 | 4.26 | 定長 | (一条能保) | 鏡同 5. 9条 |
| 7 | 5. 5 | 経房 | (頼朝) | 鏡同 5.18条 |
| 8 | 5. 6 | 経房 | 頼朝 | 鏡同 5.13条 |
| 9 | 7. 7 | 経房 | 頼朝 | 高野山文書又統宝 簡集142(鎌遣125) |
| 10 | 閏 7.17 | 定長 | 房朝 | 鏡同閏7.26条 |
| 11 | 閏 7.29 | 経房 | (頼朝) | 鏡同 8.26条 |
| 12 | 10. 9 | 定長 | 朝 | 鏡同11.24条 |
| 13 | 文治 3. 7. 1 | 中 左 弁 | 一条能保 | 鏡同 7.19条 |
| 14 | 9.20 | 経房 | (頼朝) | 鏡同10. 3条 |
| 15 | 11.16 | 経房 | 頼朝 | 鏡同11.28条 |
| 16 | 文治 4. 3.28 | 経房 | 頼朝 | 鏡同 4.12条 |
| 17 | 3.28 | 経房 | 頼朝 | 鏡同 4.12条 |
| 18 | 5.12 | 定長 | (経房) | 鏡同 6. 4条 |
| 19 | 7.11 | 平宗隆 | 一条能保 | 鏡同 7.17条 |
| 20 | 文治 5. 3.10 | 経房 | (頼朝) | 鏡同 3.20条 |
| 21 | (4. 9) | (経房) | (頼朝) | 鏡同 4.22条 |
| 22 | 7. 1 | 定長 | 房朝 | 鏡同 7. 9条 |
| 23 | 10.24 | 経房 | 頼朝 | 鏡同11. 3条 |
| 24 | 文治 6. 2.18 | 定長 | 房朝 | 鏡同 2.25条 |
| 25 | 3. 1 | 定長 | 房朝 | 鏡同 3. 9条 |
| 26 | 3. 5 | 定長 | 房朝 | 鏡同 3.14条 |
| 27 | 建久元 4.26 | 定長 | 頼朝 | 鏡同 5.13条 |
| 28 | 6. 9 | 定長 | (頼朝) | 鏡同 6.23条 |
| 29 | 8.27 | 定長 | 房朝 | 鏡同 9.17条 |
| 30 | 9.13 | 定長 | 房朝 | 鏡同 9.18条 |
| 31 | 11. 9 | 経房 | 頼朝 | 鏡同11. 9条 |

- 表[1][2]ともに後白河法皇死去(建久3年3月13日)を下限として作成した。
- ()付は年月日、宛所等が文書には欠けていても吾妻鏡の地の文等から推定できるもの。
- 鏡=吾妻鏡、鎌遣=鎌倉遣文

まず表[1]を一見して理解される事は、院宣の奉者と宛所との間に一定の関係が見出される事である。事実上は頼朝に対して発給されたものでも、定長が奉じたものは経房に宛てられ、経房が奉じた院宣が初めて頼朝に宛てられるのである。三十一例の内、文書のみでこの関係が確認できるもの十六例、『吾妻鏡』の地の文等を参照して確認できるもの八例、合わせて二十四例である。『吾妻鏡』所収の史料を主とする点でいくらかの片寄りもあるかもしれないが、その関係の存

表〔2〕 頼朝の院奏状

| | 年月日 | 宛所 | 備考 |
|----|--------------|-------|--|
| 1 | 寿永 3. 2 | (泰 経) | 鏡同 2. 25条 |
| 2 | 元暦元. 10. 28 | 経 | 鏡同日条 |
| 3 | 元暦 2. 3. 4 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 4 | 文治元. 12. 6 | (経 房) | 鏡同日条 |
| 5 | 12. 6 | (経 房) | 鏡同日条 |
| 6 | 文治 2. 正. 24 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 7 | (2. 2) | (経 房) | 鏡同 2. 2条 |
| 8 | (2. 28) | 経 房 | 鏡同 2. 28条 |
| 9 | 3. 2 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 10 | 3. 13 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 11 | 3. 16 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 12 | 4. 20 | 経 房 | 九条家文書1494-4. 1495〔鎌遺159〕 |
| 13 | 6. 21 | (経 房) | 鏡同日条 |
| 14 | 6. 29 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 15 | 閏7. 2 | 経 房 | 鏡同 7. 2条 |
| 16 | 8. 5 | (経 房) | 鏡同日条, 経房奉行院宣の請文 保坂潤治氏所蔵, 九条家文書 1494-6(後欠)〔鎌遺158〕 |
| 17 | (8.) | | |
| 18 | 10. 1 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 19 | 11. 24 | (定 房) | 鏡同日条, 院宣12の請文 |
| 20 | 文治 3. 3. 2 | (経 房) | 鏡同日条, 経房奉行院宣の請文 |
| 21 | 3. 16 | 経 房 | 赤星氏旧蔵〔鎌遺219〕 |
| 22 | 8. 19 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 23 | 8. 27 | | 鏡同日条 |
| 24 | 文治 4. 9. 3 | | 鏡同日条 |
| 25 | 9. 22 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 26 | 11. 26 | (経 房) | 鏡同日条, 経房奉行院宣の請文 |
| 27 | 文治 5. 3. 13 | (経 房) | 鏡同日条, 経房奉行院宣の請文 |
| 28 | 4. 21 | (経 房) | 鏡同日条, 経房奉行院宣の請文 |
| 29 | 5. 22 | | 鏡同日条 |
| 30 | 5. 22 | | 鏡同日条, 院宣請文 |
| 31 | 7. 11 | | 保坂潤治氏所蔵〔鎌遺397〕 |
| 32 | 9. 8 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 33 | 9. 18 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 34 | 文治 6. (4. 4) | (経 房) | 鏡同 4. 4条 |
| 35 | 建久元. 5. 20 | 経 房 | 松雲公採集遺編類纂116〔鎌遺449〕 |
| 36 | 6. 23 | (定 房) | 鏡同日条, 院宣28請文 |
| 37 | 6. 29 | | 鏡同日条 |
| 38 | 7. 27 | 経 房 | 鏡同日条 |
| 39 | 8. 3 | | 鏡同日条, 院宣請文 |
| 40 | 8. 19 | | 鏡同日条, 院宣請文 |
| 41 | 9. 17 | (経 房) | 鏡同日条, 院宣30の請文 |
| 42 | 10. 12 | | 鏡同日条, 院宣請文 |
| 43 | 11. | (経 房) | 鏡同11. 9条, 院宣32の請文 |
| 44 | 12. 14 | 泰 経 | 石清水八幡宮記録当宮縁寺抄 〔鎌遺498〕 |
| 45 | 建久 2. 5. 3 | 泰 経 | 鏡同日条 |
| 46 | 6. 22 | | 鏡同日条, 院宣請文 |
| 47 | 8. 7 | (泰 経) | 鏡同日条 |

在は疑いえぬ所である。

例外七例について検討してみると(12)(13)(14)の三例共、定長から直接頼朝に宛てられた例である。まず(12)の院宣が発給された年月日は、文治二年(一一八六)十月九日であるが、十月五日に後白河法皇は京都を出発して熊野詣へと向っていた。京都へ還幸するのは十月二十五日であり、二十日間法皇は京都に不在であった。だからこの院宣は京都に於て発給された可

能性は薄い。この院宣の奉者である定長は、『玉葉』では九月二十九日に九条兼実の奏聞を院に伝奏して以来、十月二十六日に再び兼実の奏聞を伝奏する迄全く記事の上に表われない。定長は法皇の熊野詣に扈從していたと推定される。これに対して経房は在京していた。¹⁹⁾行幸先で法皇の仰を定長が奉じた院宣が、わざわざ一度京都の経房に宛てられることなしに直接頼朝に宛てられたと考えられる。

(2)については「逐啓、権中納言被_レ参_二熊野之間、可_二仰遣之由候也。仍所_二上啓候也。」という追書が記されている。権中納言つまり経房が熊野へ行っていて不在のため、頼朝に直接院宣を宛遣したのであるが、この処置が異例のため定長がわざわざ事情を文面上でことわっているのである。これは定長の奉ずる院宣がまず経房に宛てて発給される原則が存在した事を逆に裏付けていることになる。

(28)は前の二例に比して、ほとんど理由は不明である。これは藤原秀衡賞翫の「官人」「王胤」と称する女性の出自に関する問合せという特異な問題の応答であった。その問合せも廷尉公朝に依頼して奏聞するという変則的な方法を頼朝がとったため、²⁰⁾定長の奉じた院宣が経房を通さずに公朝の手をへて、頼朝のもとにもたらされたのであろう。

他四例の内、(1)は早い時期であり未だ定長―経房ルートは設定されていなかったと考えられる。三例(6)(13)(19)は、一条能保に宛てられた院宣であり、やはり頼朝に伝えられる事を最終的の目的としていたと考えられる。能保は、京都守護として頼朝の意向を朝廷に取り次いでおり、そのため院宣が能保に宛てて発給されたのであろう。

次に表_[2]を参照してみよう。頼朝の院奏状と考えられる文書は管見の及ぶ所四十七例であった。これらには宛所の記載のないものも多く、宛所がわかる文書は推定も含めて三十六例であった。その内、宛所が経房であるか、経房と推定される文書は二十九例の多くに及ぶ。しかも注目すべきことは、定長に宛てられたと考えられる文書が(19)(20)のみである事である。これらは表_[1]の(12)(28)文書の請文であり、前述のように定長奉者の院宣が例外的に頼朝に直接宛てられた際のものである。従って頼朝の院奏状は定長には直接宛てられず、経房に宛てられる原則が存在したことを疑うことはできない。院宣

の発給ルートによって証明された定長―経房ルートの存在は、頼朝の院奏状の宛所を検討することによってもほぼ裏付けられたと言うことができる。

さて寿永から文治年間、九条兼実以下が、毎度定長を通じて院への奏事奏聞をはたしていることが『玉葉』によって確認できるから、定長は当時、院の側で諸人の奏事を取り次ぐ院伝奏の任にあった事は確実である。また『吾妻鏡』に経房が定長を通じて院に奏聞する記事が多いのもその傍証となる。定長―経房ルートとは、すなわち院伝奏―経房ルートなのである。

この時期院伝奏ではない経房の活動は山本氏の言うような既存の制度の上に乗ったものではない。まさしく、それ以前の制度とは一線を画する「特殊な存在」なのである。即ち伝奏と頼朝との間の中継行為を行なう公家政権側の窓口こそ関東申次の実体である。

関東申次を「申次」という名称が「伝奏」のそれに類似しているため、また奏事の伝奏という機能を有するがゆえ、院伝奏に接近させて評価するのは誤りである。関東申次は当初から院伝奏とは別個別種の存在なのである。

既述の『源平盛衰記』『延慶本平家物語』が記している経房に関する記事、また三浦氏が経房を、幕府の「京ノ申次」と認めた典拠である『愚管抄』の「経房大納言ハジメヨリ京ノ申次ニセント定申テアリケレバ」という記述は、頼朝が経房を関東申次として指名した事情を示していると考えるべきであろう。

『吾妻鏡』文治元年(一一八五)九月十八日条には「新藤中納言経房卿者廉直貞臣也。仍二品常令通子細給。於今者吉凶互被示合、而黄門有望之由、内々被申之間、一品令吹笙之給云々。」とある。『玉葉』によれば経房は前年の元暦元年(一一八四)九月十八日権中納言に補任されている。『吾妻鏡』の記事に見える、頼朝が推挙した内容は、経房の権中納言補任以外に考えられないから、文治元年は元暦元年の誤りであろうと思われる。頼朝はそれ以前から経房と内々に接近し続けていたのである。権中納言に経房を推挙したという事情に、親幕公卿を生み出す頼朝の巧妙な政治工作の跡が

窺われる。そのような工作を前提としなければ、おそらく関東申次の創設は困難であったと考えられる。

もう一人の院伝奏である高階泰経は、文治元年末、頼朝追討宣旨の奏請を院に取り次いだとして、義経と同の罪を問われ籠居^㉑、後に解官配流^㉒される。しかし表^{〔2〕}の(1)(2)に見られるように、籠居以前には、頼朝と院との連絡は直接この院伝奏泰経が取り次ぐことが多かった。一方、『吾妻鏡』に於ける経房の公武連絡活動初見は元暦二年(文治元年)三月四日付の頼朝書状(鎌倉殿御使に關して法皇に奏聞する内容)が院別当だからか経房を宛所として発給されているものである^㉓。しかし公武の連絡の舞台に経房が登場した後も、泰経の活動は継続され、以前と変化を見せていない。『吾妻鏡』を見れば、彼と頼朝の間に経房を介さない連絡が依然として続けられていたことがわかる^㉔。すなわち経房と院伝奏定長による公武連絡ルートは、泰経失脚の後に完成されるのである。関東申次の設置は、頼朝による朝廷への重大な要求の一環として行なわれた。すなわち議奏公卿制の設置要求と共に関東申次の正式設置の奏請が行なわれ承認されたと推定しても大きな誤りはないと考える。

(ハ)

後白河院政期の院伝奏について、若干の検討を加えよう。既述のように、経房は院への奏事の伝奏を多く女房に依頼している。高階泰経や藤原定長等の院伝奏が居ながらなぜ院側近の女房に伝奏を依頼する事例が多く生まれるのであろうか。文治元年末、経房は次のように述べている。

参院、付^ニ女房^ニ欲^レ令^レ奏^ニ之^也^(定長カ)自^レ殿下^ニ帰^参、仍^レ付^ニ彼人^ニ奏^聞。

院伝奏定長が不在のため、女房に院への伝奏を依頼しようとしていたところ定長が院御所に帰参した。よって彼に伝奏を依頼することに結着したのである。

右の事実は当時の伝奏制度の状況を比較的良く表わしていると言える。院御所には伝奏制度が確かに存在する。しかし

その制度に対しては、ほとんど重要な職制という認識はされず、ゆえに伝奏自身が院御所を外出して不在の場合も多かった。院御所に正規の伝奏が居ない場合、他の人物が奏事の取り次ぎをするのはごく自然の成り行きである。その「外」の代表的なものが女房による伝奏である。

専制者である法皇の周辺には、非常に雑多な種類の人々が集まっていたという^⑤。これは法皇の恣意のたまものである。恣意の存在する所には制度は育たないし貫徹されにくい。一見制度化されていると見られる院庁でさえも、その最上首の別当が常時二十名以上に及ぶような状況であり、すべてが実務に携わっていたとはほとんど考えられず、院庁の構成員である院司となることは法皇との一種の私的な主従関係を結ぶことに他ならなかった^⑥。法皇の周辺は制度化された官僚機構とはおよそ程遠い状況だったのである。そこに伝奏制度が貫徹されない理由がある。

以上のような伝奏のあり方を前提として、再び考察を関東申次に移してみよう。関東申次は、頼朝によって創設された。先にその時期は文治元年末の泰経失脚後、議奏公卿制の設置と同時期と推定した。泰経の失脚後も定長が院伝奏であったのだから、当然院への奏聞は定長を通じてなされるべきである。しかし定長は院伝奏として常に院御所で法皇の側にあることを原則とされた人物である。それだけに老獪な法皇の下では、その恣意のままになる可能性を多く有している。頼朝は法皇の恣意を九条兼実以下の議奏公卿の合議によって掣肘することを意図していたのである。頼朝の意志を法皇に奏聞するに際して、取り次ぎをする人物は、法皇の恣意から相対的独立性を保てる条件が必要だったのである。経房は以前から頼朝と密な連絡があり、頼朝が官途の推挙もし、又議奏公卿の一員とした公卿である。頼朝は経房を関東申次とし、院の恣意の言わば「防波堤」の役割を担わせたのである。

既に平氏は滅亡し、義経が政治の表舞台から姿を消したこの時点で、頼朝は後白河法皇と真正面から協調、対決の政治的駆引を必要としていた。頼朝にとって重要なのは、法皇の恣意を掣肘しながら、円滑、敏速、確実な奏事奏聞をはたすことである。その最も有効な手段の一つとして選ばれたのが関東申次の創設であった。

頼朝は北条時政を上洛させるが、全く朝廷内事情に無知な一武人をもってしては、前項の目的を達成させることなど到底無理である。経房のように院の周辺事情を知りぬいた院近臣が必要であった。「例外」の多い、不完全な伝奏制度の中で、経房の臨機応変の処置と行動が求められたのである。頼朝が経房に期待したのは、院の恣意から生まれた院周辺の非制度的状況に対処することであったと言える。

最後に関東申次であった経房の活動の具体例を若干掲げておこう。文治四年(一一八八)以降、頼朝は奥州征伐のために、法皇が拒絶し続ける泰衡追討宣旨の奏請を繰返す。翌文治五年四月、法皇が天王寺に居て不在であるにもかかわらず、公卿会議を開かせ、宣旨奏請を法皇に伝え、拒絶の理由を説明する一定の回答を得たのは経房の奔走の結果であった。そして経房の活動は、事後承諾に近い形ではあるが、頼朝が征伐に出発した当日である七月十九日付の宣旨の発布を法皇に認めさせた^④。また「奥州羽州地下管領間事、明春可有御沙汰^⑤」という幕府の地下管領権把握奏請に対する勅許が、飛脚の参洛翌日に得られたのも経房の敏速な奏聞の結果であった。以上のような奥州征伐をめぐる国家的重大事^⑥の政治交渉が、経房を京都の窓口として行なわれていることは、個々の交渉の成果はさておき、関東申次の重要性を十分にあらわしていると思う。

- ① 橋本前掲論文六七頁。
- ② 『吾妻鏡』、文治元年十一月二十六日条。
- ③ 『吉記』、養和元年十一月二十六日条。
- ④ 『吉記』、養和元年十一月二十四日条、元暦二年五月十一日条。
- ⑤ 『源平盛衰記』(改定史籍集覽本)巻四十六、「時政実平上洛附吉田経房卿廉直事」
- ⑥ 『延慶本平家物語』巻十二「吉田大納言経房卿事」
- ⑦ 日本古典文学大系(岩波書店)の底本、『龍谷大学図書館本』では「勘解由小路中納言此経房卿二人をぞ」という風に文章に若干の乱れ

- が見られる。当時経房を勘解由小路中納言と言ったからである。この部分は延慶本では文章に矛盾がない。『延慶本』が最も古態を保っていることは、赤松俊秀「延慶本平家物語について」(『平家物語の研究』法蔵館 一九八〇年所収)参照。
- ⑧ 『吉記』、治承四年十一月六日条、元暦二年五月十一日条。
 - ⑨ 龍爾『鎌倉時代』下(春秋社 一九五七年)巻末補任表。この中で、龍氏が経房と坊門信清以下をそれぞれ「関東伝奏」と「関東申次」と区別しつつも、同欄に記していることは、前者を後者の先駆形態を持つものと認識しているためと考えられる。

⑧ 三浦周行「鎌倉時代の朝幕関係」『日本史の研究、第一輯上』岩波書店 一九八一年所収）二二頁。この指摘は後述の愚管抄の記事にもとづく。

⑨ 山本前掲論文四一―五頁。

⑩ 山本前掲論文七頁。

⑪ 『吾妻鏡』、建久元年八月二十八日条。

⑫ 『玉葉』、文治二年十月四日条。

⑬ 『玉葉』、文治二年十月二十六日条。

⑭ 『玉葉』、文治二年十月七日条。九条兼実の摂政としての初めての著陣儀に経房は扈從公卿の一人として参加している。

⑮ 『吾妻鏡』、建久元年六月二十三日条。

⑯ 院使定長として、兼実に法皇の仰を伝えた早い例は、寿永元年七月六日条である。定長を通じて兼実が院奏した早い例としては、寿永二年正月十九日条。また兼実本人が参院して、定長に取り次ぎを依頼した早い例は寿永二年七月二十九日条である。おそらく寿永年中には院伝奏になっていたと考えられる。なお定長が院伝奏の職務、すなわち奏事の取り次ぎを担当している例は、『玉葉』を見れば枚挙に遑がない。

⑰ 文治元年十一月二十六日条の高階泰経籠居の記事中に「泰経同し意行

家義経謀叛一事、載書状一挾竹枝、昨日立帥中納言庭、黄門乍撥披見之、付定長朝臣備奏覽云々。」とあるのが早い例。この記事中に於いても、経房が院伝奏ではなく、直接院奏する立場にないことがよくわかる。

⑱ 『愚管抄』、卷六。

⑲ 『玉葉』、元暦元年九月十九日条。

⑳ 『吾妻鏡』、文治元年十一月二十六日条。

㉑ 『玉葉』、文治元年十二月十八日条。

㉒ 『吉記』、文治元年十二月二十九日条。

㉓ 『吾妻鏡』、元暦二年三月四日条。

㉔ 『吾妻鏡』、元暦二年四月十四日条、八月二十九日条、八月三十日条。

㉕ 『吉記』、文治元年十二月二十七日条。

㉖ 石井進「院政時代」『講座日本史2』、東京大学出版会 一九七〇年所収）二一八頁以下。

㉗ 橋本義彦「院政論」（橋本前掲書所収）一〇〇―一頁。

㉘ 『吾妻鏡』、文治五年四月二十二日条、同日条所収院宣。

㉙ 『吾妻鏡』、文治五年九月九日条。

㉚ 『吾妻鏡』、文治五年十二月六日条、十二月二十六日条。

二 後鳥羽院政期

(二)

後鳥羽院政期の関東申次に関する諸論稿は、『葉黄記』寛元四年（一二四六）三月十五日条の記事に「後鳥羽院御時、坊門内府并入道相国等一向申次之。奉行院司等御教書各遣被申次人了。」とある事に多くを負っている。この記事から後

鳥羽院政期の関東申次に当るのは、「坊門内府并入道相国」ということになる。坊門内府が、源実朝の舅の坊門信清である事には異論がない。しかるに入道相国に関しては西園寺公経説と藤原頼実説があるが、公経説の方がよいと考える^①。

龍氏は建保四年(一二二六)に坊門信清が死去した後、公経が関東申次に就任したとしているが、『愚管抄』には「年ゴロ申次シテ、シウトノ信清ノ君アリシカド、公経ノ大納言ノ申次ハ又相違ナカリキ。」とあって、実朝の舅の信清と並んで公経が申次の地位にあったことがわかる。山本氏が公経の朝幕間活動例として掲げている事例が、建保元年(一二二三)～天福二年(一二三四)にわたっていることや右の『葉黄記』の記事を合せて考察すると、信清・公経が同期に関東申次に任じられていたことは明らかである。

山本氏は、公経の活動を掲げているが、信清については、関東申次としての活動の実例を示す史料が見出せなかったとして、直ちにその活動を「単なる取次以上には出なかった」^④としている。頼朝の妹婿の一条能保の女を娶った公経を「公的な地位と関係なく、むしろ院、天皇および將軍との私的な姻戚関係に基づいてその任にあたった」とし、信清を「伝奏なり院司なりという既存の制度の上に乗って交渉をおこなう」としている^⑤。しかし信清は將軍実朝の妻の父であり、後鳥羽上皇の舅でもある。山本氏の分類に従うならば、信清こそ第一に前者の範疇に加えられるべきではないし、吉田経房の地位に基づいて推論された後者のルートは、もともと経房が院伝奏でなかった以上成立しないのである。

建永二年(一二〇七)六月、和泉・紀伊両国守護職が停廃され仙洞御計となったが、この時発端となった御室令旨が幕府に取り次いだのは信清であった^⑥。この院に対する幕府の重大な譲歩をもたらした公武間の政治折衝の窓口となったのは、信清以外には考えられない。山本氏は公経を「朝廷と幕府との単なる取次ぎというより政治折衝の窓口」^⑦と見ているが、信清も同様な立場にあったことが右の事例から推定され、決して「単なる取次以上には出なかった」とは考えられない。

信清・公経が関東申次として共存した時期があると言っても、その活動の性格を明確に分離する史料は全く見出すことができない。そうである以上、たとえ両者に相違があったとしても、それは在任中の將軍の姻戚である信清と、頼朝死後

は將軍との姻戚関係が希薄となる公経との政治的立場の相違から来るものであって、関東申次としての権限や役割が異なっていたとは考えられない。二人共、経房とは異なって將軍との姻戚関係に基づいて関東申次になった形跡が濃厚だが、共に経房の後任者なのである。

先の『葉黄記』には「奉行院司等御教書各遣_レ彼申次人_二了_一」とあり、奉行院司の奉じた院宣が関東申次に宛てられたと考えられるから、経房の時の院宣発給のプロセスは後鳥羽院政期に至ってもあまり変化していない。後述のように、定長のような院伝奏は後鳥羽院政期には見出すことができないが、あくまでも朝幕間を関東申次の信清と公経が一向申次いたのであり、文治年間のシステムと形式上はほとんど変化がない。だが、もともと幕府の地位の強化のために設置された関東申次の活動が、この時期になるとかえって既述の和泉・紀伊両国守護停廃の如き幕府の譲歩を導く事例が見られるも事実である。それは、関東申次が親幕公卿から選ばれながらもなお院近臣であるという矛盾のもとに、將軍実朝の院への接近という政治状況が大きな要因となっているように考えられる。また後鳥羽院政期の関東申次の活動や、信清と公経の微妙な立場の相違は、承久乱の前提としての観点からも考え直してみなければならぬと思うが、今その用意はない。これらは後鳥羽院政の特異性という大きな問題として後日稿を改めて論じてみたいと思う。

(木)

後鳥羽院政期に至ると女房伝奏の傾向は一段と顕著になる。もはや後白河院政期の高階泰経・藤原定長のような存在を史料上見出すことが困難となる。院への奏事伝奏は専ら院側近女房に担われている。藤原長兼の日記、『三長記』には後鳥羽上皇へ伝奏された奏事の目録が数多く収められている。それによると弁掌侍、越中掌侍、新大夫局等の女房に大半の奏事伝奏が依頼されている^⑧。

このような女房伝奏の定着化はどのような事態を生み、又どのような状況の反映であろうか。建永元年（一二〇六）五月

十六日条の『三長記』に次の記事がある。

今日上皇自熊野御還向。午剋許參。御休息之間、今日奏事雖叶之由、弁内侍称之。仍退出。

奏事奏聞の有無がここでは専ら上皇と側近女房の意向にかかって来ている。さらに言えば、女房の一存で決定された可能性も大きいのである。

少々特殊な例とも言えるが、女房伝奏の傾向を良く理解できる事例を次に考察する。後鳥羽院政期の有名な女房である卿二位とは、中流貴族藤原範兼の女であり、上皇の乳母となつて権勢を誇り、『愚管抄』に「京ニハ卿二位ヒシト世ヲ取タリ。女人入眼ノ日本国イヨイヨマコト也ケリト云ベキニヤ。」とまで言われた女性である。

藤原定家は建仁三年（一一〇三）の正月除目について次のように述べている。

除目偏出自_レ微慮云々。建久之間、入道殿下御直言不_レ叶_レ時儀。時移之後、至_二千去年_一猶内府執権、憚思食之間、除目之面猶尋常。於_レ今權門女房偏以_二申行_一。殿下御力不_レ及歟。後_二室可_レ耻者也_一。

右のように京都政界に於ける権門女房兼子の発言力は撰閲家を圧倒するほど強大なものであった。九条道家の『玉葉』にも、除目について「毎事卿二品執申に令付給」という記述がある。除目は京都の貴族にとって最大の関心事であり重事であった。卿二位兼子の専横は一時的なものではなかったのである。建暦元年（一一二一）七月には、山門騷乱に関する処置について上皇、前太政大臣藤原頼実、兼子三者による密議が行なわれている。

兼子は公家政権の有力な政策決定者の一人なのである。兼子の活躍には、上皇の乳母という特殊事情が大きな要因となっているのは事実である。しかしそれだけではない。院の専制と院への奏事伝奏が専ら女房によって担われる状況にも無視できない要因がある。兼子の活動を円滑にするのは、女房伝奏中心の奏事伝奏のあり方である。建保三年（一一二五）六月、祈雨修法についての院宣が兼子を通じて醍醐寺に下されている。また建暦元年（一一二一）十月には、中山兼宗を上皇が中宮大夫に推したことに関する返事を、九条道家が兼子を通じて上皇に奏聞している。このように兼子もまた他の女房

と同様に奏事伝奏に携わっていたのである。除目のような政治的盛事と認識されていた内容を持つ奏事の伝奏にも関係する女房が、その内容に精通し発言力を増大させることは当然である。院と貴族層の対抗関係という図式の中で考えてみれば、本来貴族層の中から選ばれていた院伝奏が、院と一心同体的な女房伝奏にとってかわられることは、両者の関係の均衡を極度に崩し、貴族層が院の専制を制御する公家政権内部の自制力を完全に消滅させる。そのために院の専制と側近女房の専横は相乗効果をおこし、何らのチェック機構を有さぬまま専恣な独走へと走るのである。

- ① 三浦氏は、前掲論文三五頁・五三頁で、龍氏は前掲書巻末補任表十一頁で、それぞれ公経を関東申次としている。橋本氏は前掲論文六六頁で頼実を関東申次としている。山本氏は前掲論文十一頁の注③)に於て両説を検討した末、公経説を支持しており、妥当である。
- ② 『愚管抄』、卷六。なお日本古典文学大系三〇九頁の赤松俊秀氏による頭注は『葉貴記』寛元四年三月十五日条の記事を引用して、坊門信清、西園寺公経が長年の間鎌倉幕府のことを朝廷にとりつく役をしたと述べている。
- ③ 山本前掲論文六頁。
- ④ 山本前掲論文五頁。
- ⑤ 山本前掲論文七七八頁。
- ⑥ 『吾妻鏡』、建永二年六月二十二日条。
- ⑦ 山本前掲論文六頁。

三 関東申次と伝奏の再編成

(一)

- ⑧ 『三長記』、建仁元年七月十三日条、同十五日条、同十六日条、同十七日条、同八月十二日条、同二十八日条。ちなみに建仁元年七・八月の二ヶ月間の『三長記』を見ると、長兼が参院して上皇に奏事の奏聞を果したのが、七月が九日、八月が八日の計十七日であり、すべて女房に伝奏を依頼している。内わけは弁内侍が七日、弁掌侍が五日、越中掌侍が四日、新大夫局が一日である。
- ⑨ 『愚管抄』、卷六。
- ⑩ 『明月記』、建仁三年正月十三日条。
- ⑪ 『玉藻』、建暦元年九月二十日条。
- ⑫ 『玉藻』、建暦元年七月十九日条。
- ⑬ 『建保三年六月六日神皇御修法日記』、六月二日条。
- ⑭ 『玉藻』、建暦元年十月十二日条。

承久の乱以後、寛元四年三月迄の関東申次の就任・辞任時期については史料上確定することはかなり困難である。敢え

て推定するならば、次のように言えるのではないだろうか。山本氏によると、嘉禄二年（一二二六）「関東拳状」が公経に伝達されており、天福二年（一二三四）と推定される時期に將軍頼経が公経に対して、僧侶の訴訟に関して何らかの善処を要望している。^①このような公経の活動から見れば、承久の乱以後も依然として公経は関東申次の地位にあったとすべきである。おそらく寛元二年（一二四四）の死去時までその地位にあったと思われる。

『葉黄記』寛元四年三月十五日条には「関東申次、年来重事、入道殿下被_レ仰_レ遣之。細々雑事、修理大夫経雅卿奉_レ殿下仰_レ々遣了。勅定、猶彼卿傳仰了。」とある。この入道殿下すなわち九条道家が関東申次に就任した契機は、將軍頼経の父であったという関係からである。寛喜二年（一二三〇）の年初の叙位に際して、執権・連署であった泰時・時房から、阿野実直の位階の昇階を奏上する内容の書状が道家のもとにもたらされている。^②また仁治三年（一二四二）四条天皇の急死にもなつて、皇嗣選定が幕府に諮問されたが、この時使者を送つたのは道家であつたようである。^③これから北条政子が死去し頼経が元服した嘉禄元年（一二二五）もしくは將軍宣下が行なわれた翌嘉禄二年という頼経が名実共に將軍（鎌倉殿）としての地位を獲得した時期に、道家がその父として関東申次の地位に就任したと考えても大きな誤りではないであらう。すなわち道家は公経の生存中から二人で申次にあたつていたのである。

『葉黄記』の記事によれば、道家が直接申次を行なつたのは重事に限られ、他は高階経雅が申次いでいたという。経雅が朝幕間の申次にあたつている事例は未だ見出す事ができないが、彼は道家邸の申次人であつて、家司であつた可能性も大きい。^④また勸修寺長者と呼ばれた実務官僚貴族である二条定高が朝幕間の連絡にあたつている、例が寛喜以降数例見られる。^⑤定高は道家邸での評定のメンバーであり、また賀茂祭に供奉できない山城介を改補するか否かについて道家の諮問を受けている例もある。^⑥定高は、道家の家司であつたとは言いきれないが、道家にきわめて近い関係にあり、特に信頼されていた人物であつた。実務官僚的官職が卑官視されていたと考えられるこの時代、^⑦実務的性格の強い「細々雑事」の申次まで撰閲家の道家が自ら担当することは家格上憚るべきことだった可能性が強い。そのために道家は、即位・讓位や除

目等の重事に関する申次のみ自ら行ない、他は近臣に代行させたのであろう。定高と経雅が果した役割が同じであったと断定する根拠は見出しえなかったが、共に関東申次である道家の代理人として細々雑事の申次を行なったと考えられる。

承久の乱後、九条・西園寺両家の提携による政局支配が長く続き、両者の関係は緊密であったが、仁治三年公経・道家が順徳皇子の忠成王の即位を推したのに対し、これを幕府が却け土御門皇子の邦仁を後嵯峨天皇として即位させるのに際し、公経は巧みに道家から離れ幕府による朝政干渉である邦仁即位を支持した。こうして公経晩年、九条・西園寺両家には疎隔が生じていたのである。また公経は後嵯峨即位後直ちに、我が子実氏の息女婿子を中宮としており、道家は外戚から排除されていた。

寛元二年に公経が死去すると、外戚でない道家は天皇に依存できないので、自然幕府との関係を重視せざるをえなくなる。この頃鎌倉には將軍職を子の頼嗣に譲ったばかりの我が子頼経がいた。道家は後鳥羽・順徳兩上皇の還京運動や先の後嵯峨即位問題等で北条得宗家の信頼を失なっていたが、頼経の周囲には漸く反得宗的な独自の政治勢力が形成されてきており、これと緊密な連絡をとることこそ道家の権勢を維持するおそらく唯一の道であったと言える。道家は公経死後、関東申次を九条家で独占して、実氏の就任を阻止し、頼経との父子の関係を関東申次という制度に基づいたより強固な関係にしようとしたのである。

(ト)

寛元四年（一二四六）年初に後嵯峨院政が開始されると、道家は西園寺家によって庇護されていた意に染まない関白良実を強引に罷免し、弟の愛子一条実経を摂政にして体制を固める。こうして『葉黄記』三月十五日条に見える関東申次の編成換えが行なわれたのである。

一、関東申次、年来重事、入道殿下被_レ仰_レ遣之。細々雑事、修理大夫経雅卿奉_レ殿下仰_レ々遣了。勅定、猶彼卿傳仰了。

(頭書)

(西園寺家)

『五月以後事変、太相國可_レ勤_二関東申次_一。然者他院司直不_レ及_二仰遣_一。禪定殿下被_二傳仰_一之時ハ、細々事毎度御伝奏不_レ可_レ然。仍院司直可_レ仰之由有_二沙汰_一キ』

(九条道家)

御鳥羽院御時、坊門内府并入道相国等一向申_二次之_一。奉行院司等御教書各遣_二被_一申次人_二了_一。就_二今度院中餞_一有_二時議_一。先日被_レ仰_二合

子細_二於_一関東、件返事到来、一昨日入道殿被_レ進_二之_一。

(九条道家)

大納言入道御返事也

(御名行賀)

去六日状也。秘事重事者、入道殿下可_レ被_レ仰_二仰_一。

僧俗官等事ハ、可_レ申_二撰政_一。

(二条実経)

於_二雜務_一者、奉行院司直可_レ書_二下院宣_一之由也。謂_二奉行_一者定詞事也。

最近佐藤進一氏はこの記事について、

寛元四年正月、後嵯峨は皇位を西園寺の外孫たる皇子久仁(後深草天皇)に譲つて、院政を創め、早速幕府に申入れて関東申次の業務を三分して、秘事重事(帝位や撰関の交代等)は従来通り道家に伝え(道家から鎌倉に伝える)、僧俗の人事は撰政に伝え、雑務(訴訟関係)は院司が院宣を以て直接幕府と折衝することとした(葉黄記、寛元四年三月十五日条)。即ち関東申次の権限を大幅に削減して、院と幕府の直接交渉に道を開いたのである。

と述べ、この編成換えをあくまで後嵯峨上皇が行なつたと見ており、上皇の主導権が貫ぬかれた結果、関東申次としての道家の権限が大幅に削減されたとしている。しかし、関東申次の業務の三分とは言つても、撰政とは道家が強引にその地位につかせた愛子実経であり、佐藤氏が自ら述べているように道家の代理人に過ぎない。院司も院別当でありながら「祇候東山殿」(道家)「執柄家事又偏管_二領之_一」(14)という葉室定嗣のことをさすのだから「院と幕府の直接交渉に道を開いた」面を強調し過ぎるのも疑問である。また、この時の幕府への諮問の返事は前將軍頼経から父道家のもとにもたらされている。『葉黄記』の同日条にこの返事が幕府の正式の返事として「関東返事」と称されていることは、將軍の無力化を図り頼経に迫つて將軍の地位を年少の頼嗣に譲らせた北条得宗家の意図とは全く異なっている。このことは何よりもこの返事が得宗家と対立関係にあった頼経とその父道家にとつて有利であることを示しているのではないだろうか。

これらの考察から、この関東申次の編成換えが、道家の意志で行なわれた可能性が大きいことを証明できたように思う。

道家は、自らの側近でありながら上皇の信頼も厚い定嗣に雑務の申次を代行させて上皇との対立を避ける一方、西園寺実氏が関東申次に就任して北条得宗家との連絡を密にするのを、実経の申次就任によって阻止しようとしたのである。関東申次が二人であった慣習を盾に、自分と子の実経の二人を申次にし、その地位を子孫に相伝世襲させようとしたのではないかと思われる。これによって道家の権限が削減されたとは考えにくいのである。

得宗家当主、執権経時の病という権力弱体期の間隙をついて行なわれたとも考えられる関東申次の編成換えの直後、三月二十三日に経時は執権を時頼に譲る。閏四月一日に経時が死去し、五月、新しい得宗家当主時頼のもとで、幕府内部の対立が火を吹く。名越光時の乱である。これは頼経を中心とする勢力と得宗家との正面衝突に他ならないが、結局得宗家の勝利に終わり、その結果八月に幕府から次のような内容の奏聞が行なわれた。

其趣無殊事。但大納言入道上洛遁世之儀也。將軍頼嗣家人等守之如日來。謀略之輩少々行罪科了。関東静謐也。天下事、公家殊被行徳政之条所仰也。叙位除目以下、此奥在裏、万事可被行正道。或不任叡慮事等有之歟。自今以後不可然、可被抽賞器量之者。又関東申次之仁、追計申之由也。

「大納言入道上洛遁世之儀也」と頼経の還京遁世、「関東申次之仁、追計申之由也」と道家以下の関東申次更迭が宣言されている。時頼は既に幕府内の反得宗勢力の一応の排除を終えている。その中心人物頼経の還京遁世と道家以下の関東申次罷免によって、京都の反得宗勢力である道家の権勢の基盤を打ち砕くことを目ざしたのである。

ここで問題となるのが「不任叡慮事等有之歟」の解釈である。これが道家非難の意を含むことは間違いない。しかし山本氏の次の指摘はどうであろうか。

「不任叡慮事等有之歟」という状況は幕府と無関係に存在しているのではないということである。幕府はその一方の原因となっているのである。「否「関東景気」こそ、その根本原因なのである。である以上「自今以後不可然」とは何よりもまず、幕府は朝政に関与しないということではなければならない。

道家の専横が幕府と無関係に存在しなかったことは言うまでもない。しかし道家専横の背景となった「関東景気」があるとするれば、それは頼経を中心とする反得宗勢力の行動、すなわち得宗家側から言う反幕の行動に由来しているのである。「自今以後不可然」とは、時頼がそのような反得宗的行動を非難し、それに結びついた道家の動きを排除しようとしているのであって、自らの政策を自己批判しているのではない。だから、この内容から「幕府が朝廷に関与しない」という結論を導こうとする山本氏の論理には無理がある。

先に述べたように、三月の関東申次編成換えは道家の主導権で行なわれたのであり、それが反得宗的とされ、「不任」^①「敬慮」^②「事等」の最大のもの一つとされたからこそ「自今以後不可然」という要請と共に関東申次の交渉が宣言され、先の編成換えが白紙にもどされねばならなかったのである。

十月になると時頼は、次のような申入を公家政権に対して行なうに至る。

自^①「関東」時頼使^②安藤左衛門光成上洛。関東申次可^③為^④「相国」之由、是定云々。可^⑤被^⑥行^⑦「徳政」之由、又申^⑧入^⑨院^⑩云々。依^⑪「故泰」時朝臣之計、
此八九年洛中要害所々、有^⑫「守護」武士、終夜拳^⑬「篝火」、万人高^⑭「枕」了。而皆停止云々。不^⑮知^⑯「是非」^⑰。

まず第一に、西園寺実氏を関東申次に指名している。ここで、八月の関東申次更迭の奏聞とこの指名が共に時頼によってなされたことが重要である。経房の時以来、関東申次は將軍による指名が原則であったと考えられ、公経以後も將軍姻戚者が占められ、それが実氏の就任を今まで容易に道家・頼経父子が阻止しえた要因でもあった。時頼による指名はこの原則を打破し、関東申次の指名権を將軍から得宗家が奪ったことになり、公家政権との交渉権も得宗家が把握したと考えられる。これによって得宗家が推進してきた將軍傀儡化の試みは大きく前進することになる。

第二に、八月の時と同様に、再び「徳政」を行なうことが院に対して要請されている。この「徳政」の意味内容には当然時頼の政策基調となる「撫民」の重視を含むのであろうが、現実面で公家政権に対して早急に求められたのは訴訟制度の整備拡充である。西国界相論に対しては一切介入しないという御成敗式目以来の一貫方針のもとに、これまで幕府は公

家政権訴訟制度の未整備にもかかわらず、その改善を強く求めることはなかった。時頼の「徳政」の申入は、公家政権の管轄訴訟の処理が「撫民」の目的のもとに十分行なわれていくことに、幕府が責任を持ち、今後その履行を監視していくことを明確にしたのである。

第三に京都市中の簀屋の停止が述べられている。「万人高枕了」と十分効果の上っていた簀屋を停止することは、広橋経光が「去夏世間不静之後、於事蔑如京都之故歟。此事已以凌夷、人以歎之、可驚事歟。所々放火、逐又白波之所致也。堀川大納言亭去九月、又今月再度白波乱入云々。」と述べるように京都の治安を著しく損なう結果となった。これは京都の貴族にとって脅迫にも等しい行為であった。すなわち公家政権が「徳政」のために訴訟制度の整備を行ない、以後幕府の意向に従った政治を行なわないう限り、京中の治安維持には責任を持たないことを明確にしたと言えよう。

この簀屋停止の処置に対しては、最近これを「幕府と王朝の関係を相互依存から相互不干与・自立に切り換えること」を目的とする幕府の「対王朝関係転換」の一環とする佐藤氏の見解が発表された。しかし簀屋の停止は、一時的で暫定的なものである可能性が大きく、早くも、正元元年（一二五九）には地頭湯浅氏が簀屋番役を勤仕していたことを示す史料がある。また佐藤氏が「治安警察を基本的に検非違使庁に戻した」とされた当時の検非違使庁に、経光の述べる如くほとんど京中の治安維持能力が無く、しかもそれを幕府が知らないはずはない以上、これは時頼の政治的駆引と見た方がよいのである。この処置とその後京中に広まった「関東武士於今者為大番上落之衆、可停止之。以畿内輩、内裏、仙洞許如形可勤番役云々」という風聞は、公家政権側に幕府の武力が不可欠であることを強く印象づけ、幕府による政界刷新、徳政興行の申入に従わざるをえなくしたのである。八月の奏聞と十月の申入は、互いに連関を持ちながらそれら自体すでに公家政権に対する幕府の大幅な関与であり干渉であり、以後の朝廷干渉への布石となるものであったと考えられる。その点で佐藤氏の意見には首肯できないのである。

さて関東申次に就任した実氏の活動はどのようなものであったのだろうか。次の事実はこの点を考える上で重要である。

東使対_三面帥卿_一之条聊不受、明日も帥可_二対面_一者不_レ可_レ参之由支度云々^⑦

弘安六年(一一八三)七月、関東申次西園寺実兼は所労のため、参院して幕府の使者の申次を行なうことができなかった。直接院伝奏中御門経任をして申次がせよとしたところ、使者はこれを拒絶したのである。また子息の公衡を代理人として申次を行なわせよとの龜山上皇の命を辞退した。実兼によれば、

故入道殿御時、故太政大臣殿曾無_レ令_二申次_一給事。入道殿毎度老骨令_レ参給^⑧。

すなわち先祖の実氏はいつも老骨にむちうって申次を行なったのであり、子の公相が代りに申次を勤めたことなどないというのである。結局翌日、実兼本人が病をおして参院し使者の取り次ぎを果した^⑨。このことによって、関東申次就任以来毎度実氏本人が幕府の奏事の申次、幕府への院宣の申次に携わったことが理解される。院と関東申次との間に伝奏が介在しても、関東申次本人の立会なしに奏事、院宣の伝達がなされることはなくなったのである。

既に引用した『葉黄記』には、

五月以後事変、^(実氏)太相国可_レ勤_二関東申次_一、然者他院司直不_レ及_二仰遣_一。^(道家)禪定殿下被_二傳仰_一之時へ、細々事毎度御伝奏不_レ可_レ然、仍院司直可_レ仰之由有_二沙汰_一き^⑩。

とある。以前は細々事はわざわざ道家が担当せず、院司に委任し、その院司が直接申次伝奏を勤めた。実氏以降は細々事を含めすべて関東申次本人を通さなければならなくなったという意味である。

かつて関東申次道家の下では、幕府と公家政権の連絡事項には秘事・重事と雑務(訴訟関係)をはじめとする細々雑事の厳然たる区別があり、後者は、関東申次の代理人(定高、経雑、定嗣)に委任され、比較的軽視されてきた。しかし実氏就任以後は、この区別が撤廃され、すべての連絡事項を関東申次本人が担当することになった。これは明らかに後者、特に訴訟関係事項の重視であり、時頼の徳政申入が、具体的には訴訟制度の整備を求めていた事と軌を一にする。細々事に至るまで関東申次本人が申次を勤めなければならなくなったのは、幕府の要請によると考えられ、関東申次個人が自発

的にそうしたのではないであろう。幕府と公家政権の訴訟関係事項の連絡が格段と重要視され、その申次も実務官僚貴族ではない西園寺実氏が勤めるようになれば、訴訟関係事項に対する軽視の認識も改められることを要請されたことにもなるのである。

(チ)

承久の乱以後も女房伝奏の状況は継続し、後堀河院政期になっても因幡内侍、侍従内侍、伊与内侍など奏事伝奏にあたるのは専ら側近女房達である。このように有名無実化、形骸化に至った制度が、再びその機能を回復するには新たな強い契機が必要なのである。

寛元四年正月の後嵯峨院政の開始とともに葉室定嗣は院別当となり、自ら「予補院司、院中事一事以上奉行之」と述べ、他の記録にも「院中雑務可管領」、「院中雑事可奉行」、「雑務伝奏」の記事が見える。定嗣自身は翌年七月になってこれらを「予補院司可奉行万事之由、兼有勅定。便是可謂執事歟。然而先例、或他人雖為執事、器量之者一人、又奉執權。今此儀也。」と執權就任であったと記しているが、院政開始後、諸人の奏事を院に伝奏する例が多いから、この時院伝奏にも就任したのであろう。また同じく院別当の吉田為経も時期はわからないが、宝治元年(一二四七)三月頃までには院伝奏になっており、以後二、三人の伝奏の内の一人が執權としても院中の実務を統轄していくようである。ただ後嵯峨院政以後、院中常置の要職になると言われる執權も、先の定嗣の就任を述べた記事の書き方や、執事土御門顕定の父で事実上の執事であった定通を「院中執權」と呼んでいる例などから、院政初期に於ては執事との区別が不明であったことが窺われる。おそらく、寛元四年八月以降の徳政申入による訴訟制度等の整備、雑務の重視と共に、その職制が執事とは区別されてしだいに重要視されていったと考えられる。

さて既述のような道家失脚の下で、その側近でもありながら、院の信頼と他に代えられない実務堪能さをかわれてその

地位を保持した定嗣は、宝治元年(一二四七)三月に、

伝奏當時只吉田中納言、予兩人也。兩人不慮有_レ不參之目、相共示合之、不可_レ退転之由有_レ仰。仍隔日必勤_レ伝奏、其外ハ可_レ任_レ意之由与_レ黄門_レ示合了。^④

と述べ、院伝奏を經・定嗣兩人の隔日の伝奏を申合せた。同年五月の「參院、奏雜事、且依_レ當番_レ伝_レ奏人々奏事。」という記事は、伝奏結番制が敷かれたことを明瞭に示している。

このような伝奏制度整備の背景はいかなる事情であろうか。兩人共に不參の日がないために、という為經、定嗣の申合せに注目すべきである。院御所に伝奏が不在である状況をなくそうとしたのであり、ここには女房伝奏排除の趣旨が含まれる。女房による伝奏行為の頻発は、院御所に伝奏が不在であるという状況から発生したからである。朝政刷新、徳政を要望する幕府、特に北条得宗家としては、女房の政治口入、院の専制を生み出し助長する可能性を持つ女房伝奏は忌み嫌うものであった。弘安十一年(一二八八)の幕府の朝廷への申入条々の中的一条には、「僧侶、女房政事口入事、一向可_レ被_レ停止_レ歟」と述べられている。このような幕府の意向は、幕府成立以来の一貫した方針であったと考えられるが、寛元四年八月以降の時頼による徳政申入によって、強くその具体化が要求されたのであろう。

吉田経俊は、伝奏吉田為経不在のため奏事の奏聞をあきらめようとしたり、一度院御所を退出し他所に赴いた事^④を記している。前代のように、伝奏不在を理由に直ちに女房等に伝奏を依頼していない点で注目に値する。伝奏でなければ院への奏事伝奏ができないとする原則がかなり堅固に守られようとしているのである。橋本氏が「爾後関東申次の管掌するものを除くすべての奏事は、原則として伝奏の専当するところとなった」と述べているのは、以上のような事情として理解すべきである。

経俊の日記には、奏事目録が数多く収められている。奏事に持出される事項は、諸司、諸社寺、諸人の訴訟、朝儀の所役の人選、公事の費用調達など殆んど公家社会の万般にわたった。^④

一、先院勅語云、和歌并鞠文書可_レ進_{〔龜山〕}禁裏_{〔録〕}諸家記録可_レ進_{〔後深草〕}新院_{〔後深草〕}。其外寛元以来奏事目六悉可_レ進_{〔後深草〕}新院、世間事悉見_{〔此目録云々、近習盡皆存知歟事。〕}

右の史料は両統対立の中で、持明院統の主張を伏見天皇が示している一条である。後嵯峨上皇は生前、和歌や鞠文書は龜山天皇に進めるように言ったが、諸家記録、奏事目録は後深草上皇のもとに進めるようにと述べた。これが後嵯峨上皇が後深草上皇を「治天の君」とするよう希望したとする根拠である。奏事目録が諸家記録と共に、院政を行なう「治天の君」に不可欠と認識されたことが重要である。しかも寛元以来の奏事目録に世間の事が悉く見えると断言していることは、後嵯峨院政開始以降、つまり伝奏制度確立以後の奏事目録の重要性が示されていると言える。奏事が重視され奏事目録が公家政権の中で重んぜられることは、即ち奏事伝奏を専当する院伝奏が重要職制であることを示している。

幕府の徳政申入に従って、寛元四年末最初の院評定が行なわれ、為経、定嗣は共に評定衆に加えられた。この最初の評定では為経が奉行になった^⑤。以後、評定の奉行は原則として評定衆に加えられた伝奏が行なっている。この院評定の奉行とはどのような職務にあたるのだろうか。

正嘉元年（一二五七）六月、伝奏吉田経俊が病によって参院できないため、当日予定されていた評定が延引された^⑥。評定の奉行が評定を行なうに際して欠くことのできない職務内容を持っていたことを十分に窺うことができる。建長八年（一二五六）八月十一日の評定前後の『経俊卿記』の記事は奉行の職務内容を良く示している。

八日、伝奏経俊は参院して奏事奏聞し、評定日を十一日と申定めた。昇蓮遺跡事を評定の議題の一つとすることも院から仰せ下された。

十日、経俊は如鏡・助清相論関係文書を院の御覧に入れ、これも評定で裁決すべしとの仰を受ける。

十一日、評定日、経俊は関係文書を携え参院。評定衆参会、上皇臨席の後、議題を読み上げ、併せて相論双方の申状、所存の趣を披露した。評定一決の後、経俊が評定目録を作成。

十三日、如鏡、助清相論に關する裁許の院宣の案文を経俊が作成し上皇の御覽に入れ、しかる後、院宣を發給した。^⑧

また宝治元年（一二四七）六月六日評定の議題の内「大仏殿石壇事」「大原野社申宣旨事」は「頭弁昨日奏聞之時、今日可_レ申出_レ之有_レ仰」とあり、頭弁姉小路頭朝の奏事を伝奏定嗣が取り次いだ結果、評定の議題とされている。^⑨

伝奏が院に奏事を奏聞、伝奏する過程で、評定日や議題が決定され、その上で伝奏を中心に実務的な準備、相論文書の検討がなされる。評定当日には伝奏が議事進行の職務を執行し、評定目録も伝奏の手によって作成される。この一連の職務が評定の奉行によって行なわれる。また伝奏は、場合によっては、評定に於いて決定された案件についての院宣の奉者ともなったのである。評定の奉行を務める伝奏が評定に欠かせないのは当然と言えよう。「評定不参」即「評定延引」となるゆえんである。

以上のような実態を確認すれば、院評定と伝奏行為との強い連関が具体的に理解できる。院伝奏の機能として、上皇への奏事取り次ぎと院評定の奉行の二面が存在することが明らかとなった。双方の機能は形式的には独立して存在するようでありながら、実質的には深い有機的連関を有している。後嵯峨院政以降の公家政権の中核となった奏事と評定が、相互に独立しているようでありながら、有機的な関連を持っていたのは、換言すれば伝奏の存在ゆえであった。伝奏は両者を結びつける要の位置にあったと言えよう。^⑩

鎌倉末期、万里小路宣房は「後嵯峨院以来伝奏、評定衆可_レ称_レ輔佐_一歟」と述べ、後嵯峨院政以来の両者の活躍を賞讃し、理想としている。伝奏は評定衆に劣らず重要な職制と認識されるに至ったのである。いくつかの公家新制の中で、後嵯峨院政期が「聖代」として尊ばれる傾向にあるのは、院評定制の成立と共に、まさしくこの伝奏制度の確立が一因である。^⑪

なお、院評定衆はその人選に際して幕府の承認を必要とした。^⑫ 伝奏は院司の最上首たる執事の奉ずる院宣を以て補任すべしとする記事が『吉統記』にあり、その任命権は上皇にあったと見られる。しかし最初の評定衆に伝奏が加えられた後、

伝奏は評定衆を兼任する場合が圧倒的に多い。¹⁸⁾ それは既述の伝奏の職務の内容を参照すれば当然である。伝奏の任命権は上皇にあっても、その任命は厳しく幕府の監視下に置かれていたと言ってもよく、その人選も幕府の干渉下に置かれていたのである。

- ① 山本前掲論文六頁。
- ② 『明月記』、寛喜二年正月五日条。
- ③ 『経光卿記抄』(東洋文庫所蔵)、仁治三年正月十一日条。
- ④ 寛喜三年六月十六日条以下数多くの記事が『民経記』にある。なお経雅とは仁治三年十月十二日改名の名称であり、それ以前は経時である。改名の理由を『公卿補任』は、「関東左近大夫将監同名故也」とする。
- ⑤ 寛元四年に、道家が経雅を以て勅定を関白二条良実に伝えている事例があり(『葉黄記』、寛元四年正月二十三日条)、経雅は一貫して道家の家司であった可能性が大きい。
- ⑥ 『民経記』、安貞元年七月二十九日条裏書。勸修寺流藤原氏が、実務官僚として平安末期までには宮廷社会に確固たる地歩を築き上げたことに関しては、橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(同氏前掲書所収)参照。
- ⑦ 寛喜二年十一月八日の泰時・時房連署の「関東請文案」(山城禪定寺文書、鎌倉遺文四〇四七号)が定高に宛てられているのが早い例である。また文暦二年の追加(『中世法制史料集第一巻』、追加法八七・九〇条)には「可被言上二条中納言家之状」「可被申入二条中納言家之状」と書かれており、六波羅探題に宛てられた「関東御教書」の内容を定高に言上すべきことを命じている。
- ⑧ 『民経記』、寛喜三年五月十二日条。
- ⑨ 『民経記』、寛喜三年四月十七日条。
- ⑩ 『中世政治社会思想上』一二六頁の追加法八七条頭注に於て、笠松宏至氏は定高について「或いはそのころ関東申次だったと推定される九条道家の家司(この点も明らかでない)としての立場か」と推定している。
- ⑪ 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)二〇三―四頁。
- ⑫ この道家の行動は天皇の本意ではなかった、と『岡屋関白記』、寛元四年正月二十四日条に記されている。
- ⑬ 佐藤前掲書一六五頁。
- ⑭ 佐藤前掲書一六七頁。
- ⑮ 『葉黄記』、寛元四年八月二十七日条。
- ⑯ 『葉黄記』、寛元四年正月二十九日条。
- ⑰ 佐藤前掲書一二三頁。
- ⑱ 『葉黄記』、寛元四年八月二十七日条。
- ⑲ 山本前掲論文一八頁。
- ⑳ 『葉黄記』、寛元四年十月十三日条。
- ㉑ 笠松宏至「鎌倉後期の公家法について」、『中世政治社会思想上』岩波書店、一九八一年所収)四一―五頁。
- ㉒ 『民経記』(曆記裏書)、寛元四年十二月八日条。
- ㉓ 佐藤前掲書一七二頁。既に山本氏も同趣旨の意見を表わしている(山本前掲論文一八頁)。
- ㉔ 正元元年十月日湯浅光信訴状案(『高野山文書五』一一一―一五八)。なおこの記事を鑄屋役勤仕の例と判断したのは、五味克夫「鎌倉御家人の

番役勤仕について」(『史学雑誌』六三・一九・一〇、一九五四年)による。

25 幕府に対する政策としては、御家人の負担軽減の意図が大きかったという通説に異論はない。但し執権就任後日の浅い時頼が、翌年に迫る三浦氏との衝突を前にして、広範な御家人層の支持が早急に必要であったことを重視すべきである。

26 22)と同日条。

27 『公衡公記』、弘安六年七月二十一日条。

28 27)と同日条。

29 『公衡公記』、弘安六年七月二十二日条。

30 『葉黄記』、寛元四年三月十五日条。

31 『民経記』、天福元年三月九日条。同四月五日条。なお同年四月五日条では「参院、以伊与内侍奏條々事、不得便宜之間御返事遅々、為之如何」と女房伝奏による不便を嘆いている。

32 『葉黄記』、寛元四年正月二十九日条。

33 『陽龍記』、寛元四年二十九日条。

34 『為経卿記』、寛元四年正月二十九日条。

35 『寛元四年御讓位記』(『東山御文庫記録』)寛元四年正月二十九日条。

36 『葉黄記』、寛元四年正月二十九日条。この記事には「翌年宝治元年七月六日聊属休暇、随息出粗記之。」とある。

37 『葉黄記』、寛元四年三月二十二日条。同四月十七日条。

38 後醍醐院政期の執権について見ると、定嗣は建長二年(一二五〇)に出家するまでその地位にあったと考えられ、その後為経が任ぜられ、建長八年(一二五六)の死去時までその任にあった(『経俊卿記』、建長八年六月九日条。為経の後は姉小路頼朝が任ぜられた可能性があり、文永五年(一二二八)には吉田経俊が執権であった(『吉統記』、文永五年六月九日条)。定嗣、為経、頼朝、経俊ともにそれぞれの時

期の院伝奏の一人でもあった。

39 橋本氏は執権に関する『葉黄記』の記事を「執事、執権の関係をよくもの語っているが、また執権の設置がそれまでは臨時の処置であったことを推測させる。しかし定嗣以後はこれが院中常置の要職となり」と述べている(橋本「院評定制について」七一頁)。

40 『葉黄記』、宝治元年九月二十八日条。

41 『葉黄記』、宝治元年三月十二日条。

42 『葉黄記』、宝治元年五月五日条。

43 『公衡公記』、弘安十一年正月二十日条。

44 文保元年の政道条々には「一、被_レ聞_レ食奏事時、可_レ被_レ退_レ女房事。」、「一、任官、叙位、雑訴等、可_レ停_レ止_レ近習内奏・女房口入事。

若不_レ拘_レ此制禁者、雖_レ為_レ理訴、永_レ可_レ被_レ停_レ止_レ訴訟事。」、「一、任官叙位等以_レ女房被_レ伝_レ仰職事_レ條可_レ被_レ停止事。」の三条があり、女房伝奏排除の方針が朝廷ではより具体的に明示されている(『皇室制度史料』、太上天皇三、一九八―一九頁)。

45 『経俊卿記』、宝治元年十月十八日条「次参院、終日祇候。伝奏人不_レ候之間、空退出之処、吉田中納言自御使_レ帰参。仍_レ遣返又帰参。然而不得_レ便宜空退出。」

46 『経俊卿記』、宝治元年十二月二日条「参院、無_レ伝奏人之間、参_レ殿下(中略)次帰参院、以_レ吉田中納言_レ奏_レ聞_レ和氣使者并元三替物事。」

47 橋本前掲論文六七頁。なお「関東申次の管掌するもの」に伝奏が全くタッチしなくなったわけではなく、院―伝奏―関東申次という基本的関係は変わらない。院伝奏が幕府と直接接触しなくなったのである。

48 橋本前掲論文六八頁。なお六七―七八頁に職事平高輔・藤原高俊兩人が経俊を通じて奏聞した奏事目録一通(『経俊卿記』、正嘉元年五月十日条所収)が掲げられている。

⑭ 伏見天皇御事書案 (『皇室制度史料、太上天皇三』、三七頁)

⑮ 『葉黃記』、寛元四年十一月三日条。

⑯ 『経俊卿記』、正嘉元年六月一日条。なお経俊は建長八年七月八日頃から伝奏になった(橋本前掲論文六七頁)。建長八年六月九日に死去した兄為経の後を継いだ可能性が大きい。

⑰ 『経俊卿記』、建長八年八月八日、十日、十一日、十三日条。

⑱ 尼如鏡と助清の相論については、『日本古文书学講座第三卷古代編Ⅱ』(雄山閣一九七九年)の院宮文書章一六三―一四頁に橋本氏のコメントがある。それによれば、如鏡とは石清水三七代別当耀清の後家であり、助清とは耀清の弟である。

⑲ 『葉黃記』、宝治元年六月六日条。

⑳ 橋本氏は、前掲論文八三頁に於て、公家政権が「奏事と評定」両者の間に有機的な関連のあったことも忘れてはならぬが「一を中核とする」構造を有したと述べている。本稿では両者の有機的な連関に焦点

おわりに

最後に、今まで述べて来た論点を簡潔にまとめておこう。まず鎌倉初期に八条長方、吉田経房が伝奏であったという従来の説を否定した。その上で、幕府成立当初から伝奏と関東申次が別個の存在であったことを論証し、経房を頼朝が新設した関東申次と評価した。その設置の理由は、院周辺の非制度的状況、特に伝奏制度が貫徹されない状況を克服し、院への円滑、敏速な奏事奏聞を果すためである。

後鳥羽院政期になると、正規の伝奏は史料上見られなくなり、ほとんど院側近女房による奏事伝奏が主流となる。関東申次は、西園寺公経と坊門信清が將軍との姻戚関係からその任に就き並存した時期もあるが、両者の申次としての権限にはほとんど相違がない。

をあて、その要の位置にある伝奏の役割を特に強調したのである。

㉑ 『万一記』、元応元年五月十四日条。

㉒ 弘安八年十一月十三日後宇多天皇宣旨(石清水文書三一九号) 第四條「勅裁地重不可有沙汰之事。仰、後醍醐院 聖断究淵源、當時勅裁置三二二事、無殊子細者輒不可改判。」曆応三年五月十四日被下文殿「雜訴条々(仁和寺文書) 第十二条 「一、後醍醐院聖代、經沙汰、勅裁当知行地、無殊子細者、不可被許訴訟事。」

後醍醐院政の聖代視、絶対視化の問題については笠松前掲論文四〇八頁等を参照。

㉓ 橋本前掲論文六五頁。

㉔ 『古統記』、乾元元年十月九日条。

㉕ 『中世史ハンドブック』(近藤出版社一九七三年) 院政重職一覽二七〇頁以下参照。

承久の乱後、関東申次には継続して公経がその地位にあり、間もなく九条道家も將軍頼経の父という立場からその地位に就任する。しかし道家は、重事以外は側近の二条定高や家司と見られる高階経雅に幕府との申次を委任した。さらに道家は公経の死後、関東の頼経との連絡を密にしながら関東申次の独占を企り、後嵯峨院政開始後、愛子の摂政一条実経をも関東申次に就け、その地位の世襲を意図していたと考えられる。

北条時頼は、頼経追放後、関東申次を解任し、將軍が従来指名権を持っていたその地位に西園寺実氏を指名して、その指名権を把握するとともに、公家政権との交渉権も將軍から剝奪し、幕府内での地位を高めた。その上で公家政権に対して強く徳政を求めたのである。その具体的内容は「雑訴」「雑務」の重視、つまり訴訟制度の整備充実であったに相違ない。こうして院評定制の成立およびそれと密接な関係を持つ伝奏制度の確立がなされる。伝奏は院評定に於る奉行を勤めることになり、その機能が奏事取り次ぎの機能と非常に連関し密接な関係にあった。伝奏を通ず奏事と評定の議題とが関連があり、奏事奏聞の過程で評定の議題が決定されるのである。さらに幕府は、院評定衆に加えられる関東申次を通じて、公家政権管轄裁判の充実を監視するのである。

皇位選定権の把握を果し、「治天の君」の決定権を手に入れた幕府は、院周辺の要職の人事権まで左右することになる。評定衆は幕府の承認を必要とし、伝奏の任免にも干渉し、関東申次は得宗家当主が指名する。このような人事権の面からも幕府は公家政権を強く規制したのである。こうして幕府は「朝廷不干渉」という前代以来の穩健な立て前そのまま、事実上の干渉監督が行ない得る。それゆえ公家政権は幕府への諮問を繰返すのであり、重要問題に於てそれを怠った場合、幕府は武力による威嚇の他に、人事の不承認によってもこれに応じうるのである。院評定、院伝奏、関東申次の制度化＝院政の制度化こそ、その人事権の把握を通して、公家政権と幕府間の裁判管轄の原則を崩さぬまま、実質的に公家政権を幕府に従属させる役割を果したのである。

The Qurčī : A Study on the Iranian Imperial Guards
in the 16th Century

by

Tadashi Haneda

Among the terms of Turko-Mongolian origin used during the Şafavī dynasty, there appears the word “qurčī”. Although this term appears frequently in documents of that period, scholars are not yet in agreement as to its meaning.

The aim of this work is firstly to conform that “qurčī”, before the reformation performed by Şāh ‘Abbās at the end of the 16th century, meant the Imperial Guards; and secondly, to examine as exhaustively as possible the character of the “qurčī” army of those days, thereby providing some idea of what the “qurčī” army was like as a whole.

This investigation will show that the “qurčī” represented a clear manifestation of the nomadic tradition, which was still alive even as late as the Şafavī dynasty; it will at the same time provide evidence regarding what type of change occurred to the “qurčī” in the Şāh ‘Abbās’s reformation.

Kanto-moshitugi 關東申次 and *In-denso* 院伝奏 :

Their Establishment and Development

by

Kei Mikawa

I will consider the establishment of two political institutions, *Kanto-moshitugi* 關東申次 and *In-denso* 院伝奏, from early Kamakura 鎌倉 period when they appeared; the former was an important one in Imperial Court after middle Kamakura period, the latter played a great role between the Imperial Court and the Shogunate Government. There are fewer studies of political institutions of the Imperial Court in

Kamakura period than other subjects. And there are many unknown points about the relation between political occurrences and institutions, though political institutions of the Imperial Court, in which *In-hyojyo* 院評定 was a central axis, were organized in relation to political occurrences, Hojo Tokiyori's 北条時頼 offer about benevolent administration, Kujo Michiie's 九条道家 down-fall, and Tokiyori's nomination of Kanto-moshitugi in 4th Kangen 寛元 (A.D. 1246). So I clear that relation and finally I position these institutions in political history of Kamakura period.

le p. c. f. et les ouvriers (1944-1947)

par

Yoshihiko Sugimoto

Ce qui caractérise le P. C. F. à la période de sa participation aux gouvernements, c'est tout d'abord qu'il a réitéré un pattern contrasté; d'une part, une collaboration au freinage de salaire, collaboration indispensable pour participer aux gouvernements et d'autre part, une campagne pour obtenir une augmentation de salaire au cas où les ouvriers auraient donné des signes d'éloignement du parti par suite de sa collaboration au freinage. Participer aux gouvernements et garder les suffrages des ouvriers. C'est là deux objectifs que le P. C. F. a poursuivis, objectifs difficiles à faire compatibles.

Au reste, il est à remarquer que l'incompatibilité de ces deux objectifs s'est agrandie depuis l'été 1946. Jusqu'alors, le P. C. F. gardait bien les suffrages des ouvriers sans difficulté malgré sa négligence de leurs revendications, parce qu'il n'avait aucun rude adversaire dans le monde du travail. Le grève aux P. T. T. a modifié une telle situation; l'apparition d'un adversaire redoutable a forcé le P. C. F. à demander vivement une augmentation de salaire, ce qui a fait le P. C. F. sentir mal aux gouvernements au point que il a dû se résigner à l'exclusion du gouvernement en mai 1947 en continuant à demander une augmentation.